(3-3)生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の新設

新設

(固定資産税)

● 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に 伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置を新設。

改正概要

【適用期限:令和6年度末まで】

<全体のスキーム>

围

(基本方針の策定)

協議



同意

市町村

(導入促進基本計画の策定)

申請



認定

中小企業

(先端設備等導入計画の策定)

特例措置の 対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件 を満たす中小企業		
計画認定 要件	3~5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等			
	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率 5%以上の投資計画 に記載された設備 (認定経営革新等支 援機関が確認)
	②測定工具及び 検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%) ・計画中に賃上げ表明※に関する記載なし:3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明※に関する記載あり:以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得:5年間 ②令和7年3月末までに設備取得:4年間 ※雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明するもの。		
適用期限	2年間(令和7年3月31日までに取得したもの)		